

第 1 号議案

平成 3 0 年 度

亀岡市一般会計補正予算（第 3 号）

平成30年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）

平成30年度亀岡市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

366,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,571,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成30年9月3日提出

亀岡市長 桂川孝裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 4,539,331	千円 9,089	千円 4,548,420
	1 国庫負担金	3,812,362	1,800	3,814,162
	2 国庫補助金	705,325	6,882	712,207
	3 国庫委託金	21,644	407	22,051
16 府支出金		2,797,240	5,708	2,802,948
	1 府負担金	1,502,065	900	1,502,965
	2 府補助金	1,097,366	4,800	1,102,166
	3 府委託金	197,809	8	197,817
19 繰入金		1,029,339	3,650	1,032,989
	2 基金繰入金	1,012,881	1,250	1,014,131
	3 財産区繰入金	6,304	2,400	8,704
20 繰越金		30,970	282,995	313,965
	1 繰越金	30,970	282,995	313,965
21 諸収入		286,025	258	286,283
	6 雑入	237,844	258	238,102
22 市債		2,283,000	64,900	2,347,900
	1 市債	2,283,000	64,900	2,347,900
歳入合計		31,204,800	366,600	31,571,400

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 3, 7 2 0, 2 7 1	千円 2 2 4, 0 0 0	千円 3, 9 4 4, 2 7 1
	1 総務管理費	2, 8 1 3, 7 0 1	2 2 2, 0 3 4	3, 0 3 5, 7 3 5
	3 戸籍住民基本台帳費	1 2 0, 3 0 0	1, 9 5 8	1 2 2, 2 5 8
	5 統計調査費	7, 4 8 3	8	7, 4 9 1
3 民生費		1 2, 5 2 2, 3 3 9	5 8, 4 7 9	1 2, 5 8 0, 8 1 8
	1 社会福祉費	6, 2 5 3, 5 4 5	3 1, 7 6 2	6, 2 8 5, 3 0 7
	2 児童福祉費	4, 8 8 4, 0 5 3	2 6, 7 1 7	4, 9 1 0, 7 7 0
4 衛生費		2, 6 0 6, 5 0 0	6 0 9	2, 6 0 7, 1 0 9
	1 保健衛生費	1, 4 0 1, 3 8 4	6 0 9	1, 4 0 1, 9 9 3
7 商工費		3 5 0, 8 4 5	2, 3 5 0	3 5 3, 1 9 5
	1 商工費	3 5 0, 8 4 5	2, 3 5 0	3 5 3, 1 9 5
8 土木費		2, 7 2 7, 4 7 2	1 3, 5 0 0	2, 7 4 0, 9 7 2
	2 道路橋梁費	6 7 9, 2 0 9	1, 5 0 0	6 8 0, 7 0 9
	4 都市計画費	1, 7 5 5, 4 6 4	6 0 0	1, 7 5 6, 0 6 4
	5 住宅費	2 2 4, 9 3 6	1 1, 4 0 0	2 3 6, 3 3 6
9 消防費		1, 1 9 1, 4 5 8	2 5 8	1, 1 9 1, 7 1 6
	1 消防費	1, 1 9 1, 4 5 8	2 5 8	1, 1 9 1, 7 1 6
10 教育費		2, 3 6 4, 0 0 7	6 7, 4 0 4	2, 4 3 1, 4 1 1
	1 教育総務費	3 5 9, 4 0 7	3, 4 0 2	3 6 2, 8 0 9
	2 小学校費	7 0 9, 5 3 8	4 4, 5 2 2	7 5 4, 0 6 0
	3 中学校費	2 7 6, 1 8 3	1 3, 2 5 7	2 8 9, 4 4 0
	5 社会教育費	7 5 1, 2 5 6	6, 2 2 3	7 5 7, 4 7 9
歳 出 合 計		3 1, 2 0 4, 8 0 0	3 6 6, 6 0 0	3 1, 5 7 1, 4 0 0

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
学 校 給 食 加 工 等 委 託 経 費	平成30年度から 平成33年度まで	千円 319,000

第3表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
公共施設等除却事業	千円 206,500 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起こすことができる。	5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。	千円 231,500 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起こすことができる。	5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。
児童福祉施設整備事業	3,700 "	"	"	"	22,300 "	"	"	"
小学校施設整備事業	45,000 "	"	"	"	63,500 "	"	"	"
中学校施設整備事業	10,100 "	"	"	"	12,900 "	"	"	"
計	2,283,000				2,347,900			